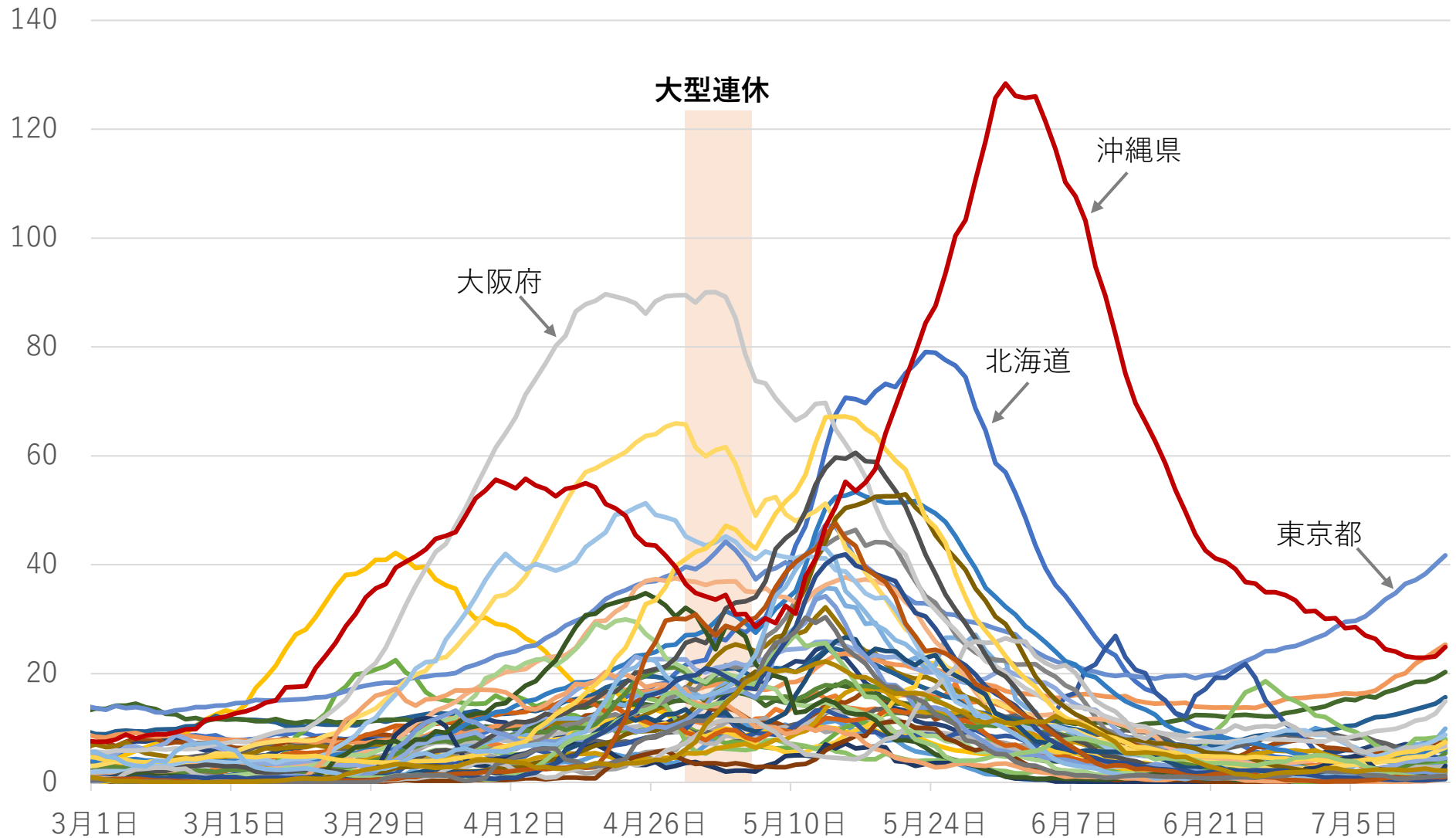


# 沖縄県における社会福祉施設の支援

高山義浩

# 都道府県別にみる陽性者数の推移

報告された陽性者数の人口10万人あたり7日間合計



出典：NHK特設サイト「新型コロナウイルス」掲載の都道府県ごとの陽性者数をもとに筆者作図

# 地域流行を認めるときの感染対策 4つのポイント

## 手指衛生の徹底

---

- ・あらゆる感染対策は、手指衛生が行われていることが前提。
- ・ケアや清掃の前後など適切なタイミングで手指衛生を心掛ける。

## マスクの着用

---

- ・すべての職員はマスクを着用して業務にあたる。
- ・入居者についても、共用エリアではマスクを着用するよう求める。

## 面会の制限

---

- ・施設内での面会をすべて中止とします。
- ・入所者の外出は、屋外の散歩程度であれば制限する必要はない。
- ・家族など親しい人と屋外で面会することも構わない。

## 施設内の換気

---

- ・人が集まる共有エリアは、いつも風通しを良くしておく。
- ・カラオケはエアロゾルを発生させるリスクがあり、できれば中止。

# 高齢者施設における集団感染事例より

## 発生状況

---

- ・ほとんどの事例が、無症候の職員が働いたことによる持ち込み。
- ・ただし、デイサービスでは持ち込まれた経路が同定できない。
- ・デイ利用者に症状を認めても、日中独居では連れていかざるを得ない。
- ・症状を認めた職員が近隣診療所を受診しても検査してもらえない。

## 発生原因

---

- ・感染した職員が入所者に食事介助することが高いリスクとなる。
- ・職員はマスクを着用できているが、適切に手指衛生ができていない。
- ・締めきった環境で一緒に食事をするとテーブル単位で感染している。
- ・症状を認めた職員に対する診断の遅れが感染拡大の原因となる。

## 再発予防策

---

- ・職員が発症したら、PCR検査を実施している医療機関を受診させる。
- ・少なくとも食事の時間は常時換気。テーブルにパーティション設置。
- ・症状のあるデイ利用者が過ごせる日中の受け皿が必要（未解決）。

# 介護職員の発症から観察期間の終了までの流れ

- |       |  |                      |
|-------|--|----------------------|
| 3月29日 | 施設で勤務  | } 感染力を有しながら働いてしまった期間 |
| 3月30日 | 施設で勤務  |                      |
| 3月31日 | 咳嗽で発症・施設で勤務                                    |                      |
| 4月1日  | 有料老人ホームで働く男性が発熱を主訴に受診                          |                      |
| 4月2日  | PCR検査にて陽性を確認 → 宿泊療養（ホテル）                       |                      |
|       | 接触が疑われる全職員と入居者に検査実施<br>ケアマネに濃厚接触者となった利用者について連絡 |                      |
| 4月3日  | 訪問看護ステーションと契約（継続支援事業）                          |                      |
| 4月5日  | 入居者が発熱で発症・個室に隔離してPCR検査                         |                      |
| 4月6日  | PCR検査にて陽性を確認 → 医師の診察<br>軽症のため、引き続き施設で療養を継続     |                      |
| 4月15日 | 感染者の感染性期間の終了                                   |                      |
| 4月19日 | 濃厚接触者の観察期間の終了                                  |                      |

## 沖縄県感染症対策専門家派遣実施要綱（案）

〔 令和 2 年 月 日 〕  
沖縄県保健医療部長決定

（目的）

### 第 1 条

この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）対策に必要な人材の派遣実施にあたり必要な事項を定める。

（派遣期間）

### 第 2 条

派遣期間は、原則として派遣を行った初日のみとする。

（派遣対象医療機関及び社会福祉施設等）

### 第 3 条

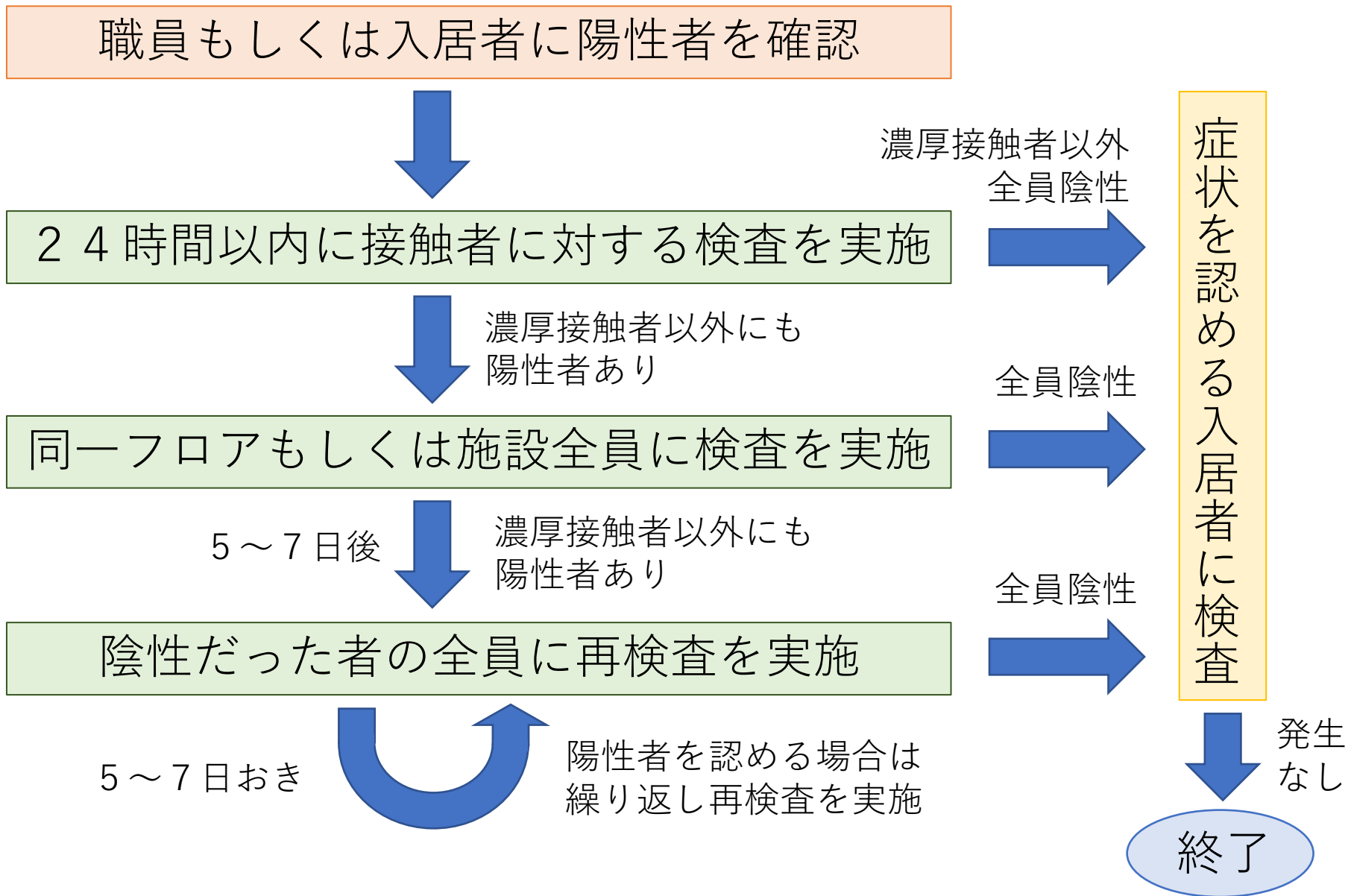
派遣の対象となる医療機関及び社会福祉施設等（以下「医療機関等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 沖縄県知事（以下「知事」という。）が、感染症予防対策として指導が必要と認める医療機関等。
- 2) 患者、施設等利用者及び従事者等、関係者の感染症感染が判明した医療機関等のうち、当該医療機関等の所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）が感染症管理に関する指導が必要と認めた医療機関等。

（派遣専門家及び業務の内容）

第 4 条

# 図8 集団感染が疑われる施設におけるPCR検査 (沖縄県)



# 感染者の療養先の考え方（沖縄県）

	対象者の目安
入院	<ul style="list-style-type: none"><li>● 酸素投与が必要など中等症以上の方</li><li>● 重症化リスクが高い方で自宅やホテルでの療養が困難な方</li><li>● その他、医師により入院が必要と判断された方</li></ul>
宿泊療養	<ul style="list-style-type: none"><li>● 安静を保ってホテルでの生活ができる方</li><li>● 日常生活が自立しているか、支援者と一緒に宿泊できる方</li><li>● 電話等により健康状態の確認や指導を受けられる方</li><li>● 台風等により一時的な避難を必要としている方</li></ul>
施設療養	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個室または感染者のみの居室内で療養が続けられる方</li><li>● 職員が感染対策を実施し、感染防護具を着用できること</li><li>● 感染対策について、専門家による指導が受けられること</li></ul>
自宅療養	<ul style="list-style-type: none"><li>● 安静を保ちながら、自宅での生活が継続できる方</li><li>● 外出せずに生活ができる。または、その支援が得られる方</li><li>● 電話等により健康状態の確認や指導を受けられる方</li></ul>



# 自宅／施設療養の対象者

1) 外出することなく、安静を保ちながら、自宅／施設での療養が継続できる軽症の方。

在宅医療による支えが求められる対象者

2) 入院療養が困難であり、やむをえず自宅／施設療養を続けている方。（認知症、発達障害など）

一定以上の流行となった場合、やむを得ず自宅療養となる対象者

3) 入院療養が望ましいが、すぐに病床を確保できないため、自宅／施設で待機されている方。

# 療養先を決定するうえでの留意点（私見）

	留意点
入院	<ul style="list-style-type: none"><li>● 認知症、精神疾患、発達障害など不向きな方はいる。</li><li>● 回復期や慢性期病院での療養は、構造的にも人員的にも限界。</li><li>● 感染対策の困難さと緩和ケアからは、看取りは病院がいいか。</li></ul>
宿泊療養	<ul style="list-style-type: none"><li>● 見守りレベルは高くない。1日2回の電話と食事提供のみ。</li><li>● 状態変化のたびに搬送しなければならず、かなりの手間。</li><li>● 症状が消失したあたりから、徐々に不満が高まっていく。</li></ul>
施設療養	<ul style="list-style-type: none"><li>● 指導して感染対策を確立しても、数日で型崩れする。</li><li>● ガバナンスが効いていないと、容易に離職していく。</li><li>● ケアがアイデンティティに直結。BCPを持ち込みにくい。</li></ul>
自宅療養	<ul style="list-style-type: none"><li>● 状態変化があれば、速やかに救急受診できる体制が必要。</li><li>● 医療需要の高い人を自宅でねばると、本人・周囲が疲弊する。</li><li>● 自宅療養を希望する人ほど、自由に外出している傾向？</li></ul>

# 社会福祉施設における集団感染 支援の流れ (沖縄県中部地区)

職員もしくは入居者に1人でも陽性者を確認



地域の医療機関と保健所、  
県クラスター対策班で共有

迅速対応チームによる24時間以内の介入

- ① 感染対策の指導
- ② 広範な検査の実施



陽性者が複数発生した場合

どこまで施設療養を継続するかを決定

- ① 地域における病床ひっ迫の状況
- ② 施設内における感染拡大の見通し
- ③ 施設の対応能力、ガバナンス
- ④ 外部からの継続支援の可能性



施設職員による対応が困難な場合

施設内に対策本部の立ち上げ



# 介護従事者等に対するPCR検査事業の実績

	対象者	期間	検査数	陽性数	陽性率
介護従事者 検査強化事業	介護従事者	2月10日～3月27日 (2週間毎×3回)	68,188人	14	0.02%
エッセンシャル ワーカー 定期検査事業	介護従事者	4月26日～実施中 (2週間毎×3回)	87,379人	47	0.05%
	障害者福祉 従事者		13,640人	2	0.01%
	保育従事者		16,100人	2	0.01%

# 介護従事者検査強化事業の実績 (2月10日～3月27日)

866事業所、24,531名、68,188件の実施により陽性者14名を確認。ただし、2名は既感染者。

早期発見に貢献   
  発見遅延の疑い   
  既感染者の捕捉   
  判断困難

	施設形態	年代	性別	感染推定日	検査日	発症日	過去の感染	Ct値	周囲の感染			
									利用者	職員	同居者	その他
1	介護老人保健施設	20代	男性	2月8日	2月12日	2月13日	—	30.0	—	—	1	2
2	デイサービス	30代	女性	—	2月24日	—	6ヶ月前	39.3	—	—	—	—
3	デイサービス	60代	男性	?	2月25日	2月18日	—	37.2	—	—	2	—
4	デイサービス	60代	女性	?	2月27日	2月27日	—	33.6	1	—	—	—
5	デイサービス	60代	女性	—	2月27日	—	1か月前	27.2	—	—	—	—
6	デイサービス	30代	男性	?	3月4日	—	—	34.0	1	—	1	—
7	小規模多機能	50代	女性	3月6日	3月10日	—	—	16.0	—	—	—	—
8	デイサービス	30代	男性	?	3月10日	—	—	29.1	2	—	—	—
9	デイサービス	50代	男性	3月9日	3月12日	3月13日	—	35.9	—	—	—	—
10	デイサービス	60代	女性	—	3月19日	—	1ヶ月前	35.5	—	—	—	—
11	デイサービス	10代	女性	?	3月20日	—	—	32.4	—	—	—	—
12	特別養護老人ホーム	20代	女性	3月20日	3月22日	3月22日	—	27.6	—	—	—	2
13	特別養護老人ホーム	30代	男性	?	3月24日	3月24日	—	33.5	—	—	—	—
14	有料老人ホーム	40代	女性	3月21日	3月25日	3月25日	—	27.3	—	—	—	—

- ▶ 集団感染の予防には、早期発見、早期指導、早期検査のすべてが必要である。
- ▶ 感染症専門家だけでなく、訪問看護、行政など、多職種で支援チームを形成する。
- ▶ 実地指導とオンラインを組み合わせることで、継続的に支援することができる。
- ▶ 介護従事者に対する定期的なPCR検査の実施は、集団感染を抑止する可能性がある。